

安城市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成30年6月22日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 武 田 文 男

行政監査に係る措置の通知書（文化振興課）

平成30年2月22日監査結果報告分（平成30年5月16日現在の措置状況）

市が事務を行う任意団体について

<安城市吹奏楽フェスティバル実行委員会>

個別指導事項

(1)	指 摘 事 項 等
	会則等は、団体の設置・運営の根拠となるものであり、事務局の設置を明確にするものであるため、早急に整備を図られたい。
	措 置 状 況
	監査後に事務局で吹奏楽フェスティバル実行委員会の規約を作成しました。5月16日（水）に開催された第1回実行委員会に諮って、承認を受けました。

(2)	指 摘 事 項 等
	金銭出納簿が整備されていなかった。金銭出納簿と預金残高の確認を複数の者が毎月確認するなど、会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備をされたい。収支の動きが少ない団体においても、現金預金管理の重要性を認識し定期的な実施をされたい。また、検査を行った場合は、実施者が出納簿に押印するなど記録を残されたい。
	措 置 状 況
	監査後に事務局で金銭出納簿を作成しました。今後、金銭出納簿と預金残高の確認を複数の職員で行います。出納簿に確認欄を設け、1ヶ月に1回検査を実施し、実施者は確認後、押印をすることにします。